

こおりやま広域観光協議会
こおりやま広域圏観光PR事業運営業務委託仕様書

第1 総則

1 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、こおりやま広域観光協議会こおりやま広域圏観光PR事業運営業務委託（以下「本業務」という。）について受注者に求めるサービス水準を示したものである。（この水準は、最低限又は基本の条件として定めたものであり、同等以上の提案を妨げるものではない。）

なお、本仕様書は、募集要項、その他こおりやま広域観光協議会（以下「発注者」という。）が本業務に関連して配布する資料及び質問に対する回答と一体のものとして取り扱う。

2 本業務の目的

本業務は、郡山市を含む周辺17市町村（須賀川市、田村市、本宮市、二本松市、大玉村、鏡石町、天栄村、磐梯町、猪苗代町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町）で構成する「こおりやま広域連携中枢都市圏」（以下「広域圏」という。）の強みを活かした多様な観光情報を定期的に紹介するとともに、広域圏の誘客促進PRを実施することで、圏域の交流人口拡大による地域経済の活性化を図るために実施するものである。令和8年度は、令和7年度から実施されている「ふくしまディスティネーションキャンペーン」（以下「DC」という。）をより活性化するため、令和9年度のアフターDCに向けた機運を高め、広域圏全体への興味を喚起し、誘客に向けた広域圏で実施される様々な特別企画を本業務で取り扱うことで、広域圏への更なる誘客に寄与することを目的とする。

3 提案の留意事項

- (1) 提案上限金額の範囲内で独自の提案を実施することができる。
- (2) 提案に当たっては、発注者ウェブサイト（URL:<https://fukunaka-plus.com>）及びInstagramを確認の上、提案すること。

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）

5 委託業務概要

- (1) こおりやま広域観光協議会公式Instagram「fukunakaplus」（以下「フクナカ」という。）の企画・運営
- (2) Instagramへの広告掲載
- (3) 誘客促進PR企画・運営

第2 委託業務の内容

1 こおりやま広域観光協議会公式 Instagram「fukunakaplus」の企画・運営

公式 Instagram「fukunakaplus」に係る業務を効果的な発信方法により、以下のとおり実施すること。

(1) 投稿に必要な写真の撮影、収集及び原稿を作成して、週2回以上の投稿を行うこと。投稿内容は、構成17市町村の観光情報が均等に発信できるようにスケジュールを組み、特定のジャンルに留まらない幅広い情報発信とすること。なお、投稿に当たっては、現在フクナカで用いているテンプレートについて提案者が効果・分析し、より効果的なものを提案すること。既存のテンプレートを使用することも可能とする。

(2) 独自企画記事の作成

いいね!の獲得及び新規フォロワー数の増加につながる独自規格記事を作成して投稿すること。独自企画のテーマは提案とし、3か月に1回以上投稿すること。なお、郡山市は必ず1回企画に盛り込むこと。

(3) コメント等へのリプライに関する業務

投稿記事にコメントが寄せられた場合、リプライ案を作成し、投稿すること。なお、1投稿につき、原則1回リプライすること。

(4) 校正

取材先及び各市町村への校正連絡は受注者が実施し、校正原稿を取りまとめること。なお、適切な日数を確保した校正2回以上行うこと。誤りがあった場合は、受注者の責任において訂正すること。

(5) 危機管理に関する業務

運用上の支障となる事象（大量の書き込み、誹謗中傷の書き込みなど）が発生した場合には、協議会に対し運用の助言を行い、協議会と協議の上、適切に対応すること。

(6) SNSでの紹介

受注者が保有するSNS等を活用して、当協議会 Instagram のフォローアップの施策を講ずること。

2 Instagramへの広告宣伝

こおりやま広域圏の誘客ターゲット層である首都圏在住20~40代の女性(以下「ターゲット層」という。)に訴求可能な広告をInstagramに投稿すること。期間の定め、広告内容は発注者と協議の上、決定すること。

3 誘客促進PR企画・運営

ターゲット層を広域圏に誘客促進するためのPR施策を提案の上、実施すること。

(例) イベントの実施、フォロワー獲得キャンペーンの実施、等。

第3 成果品

1 完了検査

業務が完了したときは、次の成果品を提出し、完了検査を受けること。

成果品の所有権、著作権等の一切の権利については、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承諾なしに使用、公表してはならない。ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利等については、受注者に留保するものとし、この場合、発注者は当該権利を使用期限の定めなく無償で非独占的に使用できるものとする。

また、成果品は、発注者が自由に二次使用（加工、ホームページへの掲載等）できるものとする。

No	成果品	様式形態	提出期限
1	実績報告書	データ	令和9年 3月31日
2	投稿で使用した写真データ ※イラストを使用した場合、イラストも含む	データ	

2 成果品等の提出先

(1) 提出先

こおりやま広域観光協議会事務局（郡山市文化スポーツ観光部観光政策課 観光交流係）
郡山市朝日一丁目23番7号 本庁舎 5階

(2) 電子データ送付先

kankou-kankou@city.koriyama.lg.jp

第4 その他留意事項

- 1 業務全体を管理・統括する業務責任者を置くこと。発注者との連絡は原則として、この業務責任者を通して行うこと。
- 2 本業務に関する打合せ及び協議を必要に応じて随時行い、記録を作成し共有すること。なお、打合せ及び協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。
- 3 本業務の実施に当たっては、発注者と十分な協議の上、発注者の意向に沿った提案助言等を行うこと。また、発注者に必要な事項について、受注者は、積極的に提案を行うこと。
- 4 契約の締結、本業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めがない限り、全て受注者の負担とする。
- 5 受注者が自ら所有する写真・映像等を使用する場合には、著作権・肖像権等に十分注意の上、自らの責任において使用すること。

- 6 本業務の遂行において必要な取材等に際して、受注者は事前に該当施設や取材対象者の許可を取り取材を行うこと。また、取材時に撮影した写真等に映り込んだ施設見学者や施設関係者の画像の掲載許諾についても受注者において行うものとする。
- 7 本人の承諾を得ることのできない人物画像については、識別が不可能な程度の修正を行うこと。
- 8 本業務の遂行において、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）を使用する場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- 9 本業務の履行に当たり疑義が生じた事項や本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定する。
- 10 受注者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。